

改正

平成17年3月31日規則第17号

平成17年3月31日規則第20号

平成18年3月20日規則第9号

平成21年2月3日規則第4号

平成22年5月24日規則第30号

平成24年3月30日規則第33号

平成27年10月2日規則第45号

平成28年3月31日規則第54号

吹田市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市個人情報保護条例（平成14年吹田市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 条例第2条第7号ただし書の実施機関が定める処理は、次に掲げる処理とする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
 - (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (本人以外の者から個人情報を収集した場合の通知)

第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、個人情報収集通知書により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ないときは、口頭又は公告により行うことができる。

(目的外利用又は外部提供の通知)

第5条 条例第8条第2項の規定による通知は、個人情報目的外利用又は外部提供通知書により行うものとする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による個人情報取扱事務を開始しようとするときの届出は、個人情報取扱事務開始届出書により行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定により届け出た事項を変更しようとするときの届出及び同項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときの届出は、個人情報届出事項変更・個人情報取扱事務廃止届出書により行うものとする。

3 条例第9条第1項第7号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日（届け出た事項を変更する場合にあっては、変更年月日）
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 個人情報の目的外利用又は外部提供の有無
- (5) 他法令による開示制度の有無
- (6) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (7) 個人情報が記録されている主な公文書の名称及び種類
(個人情報管理責任者)

第7条 個人情報管理責任者は、室長又は課長（これらに相当する職にある者を含む。）をもって充てる。

(受託者に対する措置の内容)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の委託をするときは、条例第11条第1項に規定する個人情報の保護に関する措置として、当該委託に係る次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写又は複製の禁止又は制限に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 個人情報の管理状況の検査に関する事項
- (7) 成果品の権利の帰属に関する事項
- (8) 契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
- (9) 提供資料の返還義務に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(指定管理者に対する措置の内容)

第8条の2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、条例第11条の2第1項に規定する個人情報の保護に関する措置として、当該公の施設の管理に係る協定書に次に掲げる

事項を明記しなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 個人情報の複写又は複製の禁止又は制限に関する事項
- (4) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (5) 個人情報の管理状況の検査に関する事項
- (6) 提供資料の返還義務に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項
(自己情報の開示等の請求ができる代理人)

第9条 条例第14条第2項（条例第18条第2項、第19条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第3号及び第21条第2項の実施機関が定める者は、本人から自己情報の開示等（条例第21条第1項に規定する開示等をいう。以下同じ。）の請求に関する代理権を与えられた者（偽りその他の不正な手段により当該代理権を取得したことが判明した者を除く。）とする。

（自己情報の開示等の請求手続）

第10条 条例第21条第1項に規定する請求書は、自己情報開示等請求書とする。

2 条例第21条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自己情報の開示等の請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 請求の内容
- (4) 希望する自己情報の開示等の実施方法
- (5) 法定代理人若しくは前条に規定する者又は遺族（条例第14条第4項に規定する遺族をいう。次項第3号において同じ。）が自己情報の開示等の請求をする場合にあつては、当該請求に係る自己情報の本人の氏名及び住所

3 条例第21条第2項の実施機関が定める資料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が適当と認める書類
- (2) 法定代理人又は前条に規定する者が請求する場合 当該法定代理人又は同条に規定する者に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人又は同条に規定する者の資格を証明す

る書類として市長が適当と認める書類

- (3) 遺族が請求する場合 当該遺族に係る第1号に掲げる書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類

(自己情報の開示等の請求に係る決定等期間の延長の通知)

第11条 条例第22条第3項後段又は第23条第1項後段の規定による通知は、自己情報の開示等の決定等期間延長通知書により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第12条 条例第22条第4項又は第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 自己情報開示等決定通知書
- (2) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合（次号から第5号までに掲げる場合を除く。） 自己情報非開示等決定通知書
- (3) 自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をする旨の決定をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 自己情報部分開示等決定通知書
- (4) 自己情報の存否を明らかにしないで開示の請求を拒む場合 自己情報開示請求拒否決定通知書
- (5) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が不存在のため開示しない旨の決定をした場合 自己情報不存在非開示決定通知書

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第13条 条例第24条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の請求があった日
- (2) 開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書に記録されている当該第三者（条例第24条第1項に規定する第三者をいう。）に関する情報の内容
- (3) 条例第24条第2項の規定により意見を書面により提出する機会を与える場合にあつては、その理由
- (4) 意見を書面により提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第24条第1項又は第2項の規定による通知は、開示に対する第三者意見照会書により行うものとする。ただし、同条第1項の規定により通知する場合において、市長が書面により通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第24条第3項後段の規定による通知は、第三者に関する情報が含まれている自己情報の開

示決定に係る通知書により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第14条 条例第25条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ 当該録音テープの当該自己情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取又は当該部分を録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ 当該ビデオテープの当該自己情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴又は当該部分をビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - イ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、CD-R又はDVD-Rに複写したものの交付
 - ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

2 自己情報が記録されている公文書を閲覧し、聴取し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、自己情報の閲覧、聴取又は視聴の中止をさせることができる。

4 条例第25条第4項の規定による通知は、自己情報訂正等通知書により行うものとする。

5 自己情報が記録されている公文書(その写しを含む。)の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(諮問をした旨の通知)

第15条 条例第27条第3項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第16条 条例第28条において準用する条例第24条第3項後段の規定による通知は、条例第28条第1号に該当する場合にあっては審査請求人又は参加人に関する情報が含まれている自己情報の開示実施日等通知書により、同条第2号に該当する場合にあっては審査請求人又は参加人に関する情報が含まれている自己情報の開示決定に係る通知書により行うものとする。

(意見書等の閲覧等に準ずる方法)

第17条 条例第34条第1項の実施機関が定める方法は、第14条第1項に規定する方法とする。

(意見書等の閲覧等の手続)

第18条 条例第34条第1項の規定により吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めようとする審査請求人等（条例第30条第4項に規定する審査請求人等をいう。次項において同じ。）は、提出意見書等閲覧等請求書を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該提出をした審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(1) 求めがあった意見書等の全部の閲覧等を承諾する場合 提出意見書等閲覧等承諾通知書

(2) 求めがあった意見書等の一部の閲覧等を承諾する場合 提出意見書等閲覧等一部承諾通知書

(3) 求めがあった意見書等の閲覧等を拒否する場合 提出意見書等閲覧等拒否通知書

3 審査会は、閲覧等の諾否の決定をする場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び提出意見書等閲覧等請求書を提出したものの以外のもをいう。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（個人情報苦情処理委員の庶務）

第19条 吹田市個人情報苦情処理委員の庶務は、市民部市民総務室において処理する。

（事業者に対する説明若しくは資料提出の要求、指導又は勧告の方法）

第20条 市長は、条例第39条の規定により説明若しくは資料の提出を求め、又は条例第40条第1項の規定により指導し、若しくは勧告する場合は、当該事業者に対し、その理由その他必要な事項を記載した書面を交付するものとする。

（事業者が勧告に従わなかった事実の公表の方法）

第21条 条例第40条第2項の規定による公表は、事業者の氏名又は名称その他必要な事項について市の広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

（出資法人等）

第22条 条例第41条第1項の実施機関が定める法人は、市が基本金その他これに準ずるもの（以下この項において「基本金等」という。）の2分の1以上の額を出資している法人、市からの基本金等の4分の1以上の額を出資している法人で市が出資している基本金等の額が最も高く、かつ、市の事務又は事業と密接な関係を有し、その運営又は事業の実施について市が特に調整又は指導

をする必要があるものその他市長が指定する法人とする。

- 2 市長は、条例第41条第3項又は前項の規定による指定をしたときは、その旨を速やかに告示しなければならない。告示した事項に変更があった場合も、同様とする。

(写しの作成等に要する費用)

第23条 条例第42条第2項及び第3項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用は、前納しなければならない。

(運用状況の公表等の方法)

第24条 条例第45条の規定による公表は、市の広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(この規則と異なる運用)

第25条 市長以外の実施機関は、当該実施機関が取り扱う個人情報に関し、規則その他の規程で、第3条、第6条第3項、第9条、第10条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第17条並びに第22条第1項の規定と異なる規定を設けることができる。この場合においては、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(通知書等の様式)

第26条 条例及びこの規則の規定により作成する通知書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

- 2 吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和56年吹田市規則第12号)は、廃止する。

- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5条の規定により行われている個人情報の開示に係る手続又は旧規則第7条及び第8条の規定により行われている個人情報の訂正若しくは削除に係る手続については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第20号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月20日規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年 3 月31日まで使用することができる。

附 則（平成21年 2 月 3 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 5 月24日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年10月 2 日規則第45号）

この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第54号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第23条関係）

公文書の種類	写しの作成の方法	規格	費用の額
文書、図画及び写真	乾式複写機による作成	単色刷り	1 枚につき 10円
		多色刷り	1 枚につき 50円
電磁的記録	録音カセットテープへの複写による作成	記録時間 120分	1 巻につき 150円
	ビデオカセットテープへの複写による作成	記録時間 120分	1 巻につき 250円
	フロッピーディスクへの複写による作成	3.5インチ	1 枚につき 30円
	CD-Rへの複写による	650メガバイト	1 枚につき 100円

	作成		
	DVD-Rへの複写による作成	4.7ギガバイト	1枚につき 100円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付をする場合は、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。